

令和5年7月14日

「地域と大学を考える会」共同代表

京谷栄二 様

長島伸一 様

村山 隆 様

公立大学法人長野大学
理事長 平井 利博



回 答 書

貴会作成の2023年6月11日付書面（「地域と大学を考える会」市民集会決議と題する書面（以下、「決議書」といいます））を6月21日に受領しました。

決議書に基づく貴会の要望について、下記のとおり回答します。

記

まず、決議書冒頭で記述されている「大学予算の私的流用」等は事実無根のことです。

京谷氏、長島氏に対し、令和5年5月12日付通知書で警告したとおり、「限られた情報だけで」当学を「ありえない問題が起きている」などと批判し、社会的な評価を低下させるのは違法ですので、即刻、お止めください。

また、公立大学は独立行政法人が運営するもので、「公共財」そのものとは異なります。地方独立行政法人法やその他の各種法令、定款等の内規によって、組織運営の重要事項が定められており、当法人の負うべき説明責任の範囲もこれらによって決まります。

そのうえで、決議書の要望事項4点に対し、当法人では、公開の場で説明することができませんので、以下、理由を述べます。

1 「不明朗なお金の流れについて」とのご指摘について

特定の職員が懲戒処分後に退職した事実及び原因たる非行について、詳細を明らかにするよう求めておられますが、当法人の定める「懲戒処分発表・公表指針」に照らし、明らかにできません。対象職員の心身の健康や家族のプライバシー等を考慮し、決められた措置です。

もし、過去の懲戒事例を口外している者がいるなら、それは元職員に対する誹謗、中傷、風評の流布等として、当法人の定める「ハラスメント防止等に関する規程第2条（5）の「その他のハラスメント（誹謗、中傷、風評の流布等）」に該当する可能性があって、違法な行為です。

元職員に非行があっても、すでに処分を受け、民事上の賠償責任を果たしたことに、相当期間が経過したのち、言いふらされ、名誉を傷つけることが正当化されるはずがありません。当該非行は、私学時代の流れに関するものですが、それを公表することに公益性がなく、法的に問題があります。

貴会がしていることは、元職員に対する名誉棄損をそそのかし、同人の人格権を侵害しようとするものです。違法な行為はおやめください。

なお、貴会のいう「2の懲戒処分」と元職員の件は全く関係ありません。

事実でないことを鵜呑みにするのはおやめください。

2 教員に対する懲戒処分について

当該教員らに対する懲戒処分については、うち1名から提訴があり、現在、係争中であり、係争中の案件に関しては、引き続き、法廷で説明してまいります。なぜなら、係争案件の相手方も当学の教員であって、「誰もが働きやすい職場環境」を実現するために、法廷闘争を学内に持ち込むことは厳に慎むべきと考えるからであります。

この案件は、令和3年3月4日付第三者委員会（弁護士委員2名が含まれています）の判断を含め、長期にわたる賞罰審査委員会（弁護士1名が含まれています）の慎重な審議を経ております。当然、当事者に十分な弁明の機会が与えられていましたので、当法人として、不当な対応はしておりません。

減額の訂正（再計算）をしたのは事実ですが、それも含めて、今後の司法の判断に従って参ります。

なお、決議書に「上記1の調査や対応を大学に働きかけた」せいで、懲戒処分されたかのように書かれていますが、そんな事実はございません。懲戒事由の詳細は、法廷で証拠をもって明らかにしております。田中教授もその写をお持ちです。

3 学長選考における候補者受け付け締め切り後の投票権者の拡大について

学長選考は、地方独立行政法人法の規定により定める公立大学法人長野大学定款に基づく学長選考会議の所掌事項となっております。”意向投票”は学長選考会義が参考にするための調査の位置付けであり、公職選挙法の規定に基づく選挙ではありません。昨年の学長選考も法令、本学規程に基づき行われ、手続き上の瑕疵はございません。

4 理工系学部の新設について

新学部の設置については、設置者である上田市並びに上田市議会に十分な説明を行い、その内容は報道されているところです。

本学ホームページでも公表しておりますが、現段階では文部科学省の許可を受ける前であることから慎重に対応しております。

今後、明らかにできることがあれば、これまでどおり、本学のホームページや記者会見など適宜の方法で明らかにしていく予定です。

以 上